

風による列車の遅れ、運休により、お客様へのご迷惑と運転士、駅社員への負担が増えている対策をすること！

名古屋地本は2月28日提出した申11号の「風規制について」、4月30日会社と風規制の現実と問題について業務委員会を開催しました。

申11号の内容と会社回答

1. 風による年間の発生状況について日時、規制区間、規制時間を一覧表にて明らかにすること。

【回答】明らかにする考えはない。

2. 風規制による列車の遅れ時分と運休の状況を一覧表にて明らかにすること。

【回答】明らかにする考えはない。

3. 豊橋から米原間の風速計の設置箇所を明らかにすること。

【回答】災害時運転規制等取扱細則に記載の通りである。

4. 今後の風に対する対策を明らかにすること。

【回答】引き続き適宜、適切に対応する。

会社との主なやり取り

組合：明らかにする考えはないという回答だが記録は取っていないということか。

会社：申し入れに対して明らかにしてもあまり参考にならない。言えることは規制値によって対応している

組合：参考になるかならないかは組合が判断すること。組合には風に関するデータ及び実績が分からないから求めているのである。

会社：組合が何を求めているのか分からない。

組合：以前と比べ、風による規制回数が多くなっているのではないか。

会社：特段多くなっている事はない。

組合：三河地区を限定すると多くなっている。

会社：その様に感ずるところはあるかもしれない。

組合：豊橋・三河三谷間で止まれというが橋と築堤で安全な箇所はあるのか。

会社：止まれる箇所は決まっているが乗務員の判断で止まるしかない。

組合：静岡支社では特殊発光器を設置している箇所もある。名古屋地区にも必要ではない

か。

会社：静岡支社のことは分からない。必要ないと考える。

組合：風で列車が遅れる等、お客様にご迷惑をお掛けしているし、運転士、駅社員も苦情を受け対応に追われ大変である。具体的な風対策を考えるべきではないか。

会社：安全運行の為に規制を行っているのでありやむを得ない。

組合：地理的な関係で特に風規制を受ける箇所は分かっているのだから、風を弱めるなどのネット、柵などの対策を行うべきである。

会社：その様なことは聞いたことがない。

組合：風の強い、海辺とか地域ではネットを張って風を弱めている所が実際にある。安全と定時運行を確保するために具体的な対策と経費を掛けること。

以 上